

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 3 月 29 日（金）第2893号の17



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則（※）

（人事課取扱い） 1

規 則

鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平成25年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

鹿 児 島 県 規 則 第 40 号

鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則（平成 5 年 鹿 児 島 県 規 則 第 16 号）の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 14 条 第 1 項 の 表 部 局 長 の 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る。

センター長	総務事務センター	センター長補佐。 ただし、厚生監の所管に属する事項を除く。	技術補佐	庶務担当の係長
		厚生監。ただし、厚生監の所管に属する事項に限る。	センター長補佐	技術補佐

第 14 条 第 1 項 の 表 課 長 の 項 中 「総 務 事 務 セ ン タ ー 及 び 室 を 置 く 課 に」 を 「室 を 置 く 課 に」 に 改 め、 同 表 中

「

センター長	本庁（総務事務センターに限る。）	センター長補佐	庶務担当の係長	
室長	本庁（室を置く課に限る。）	室長補佐	技術補佐を置く室	

を

「

室長	本庁（室を置く課に限る。）	室長補佐	技術補佐を置く室	
----	---------------	------	----------	--

に改

め、 同 表 監 の 項 を 次 の よう に 改 め る。

監	本庁（監を置く課（総務事務センターを除く。）に限る。）	課長補佐	技術補佐を置く課	
---	-----------------------------	------	----------	--

総務事務センター	センター長補佐	技術補佐	
----------	---------	------	--

別表第 1 の 7 の項中第10号を第11号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 調査票情報の提供 (条例 9)					○					
------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第 1 の30の項第 3 号ア中「の執行」を「(設備工事を除き、建築事業にあつては 1 件 5,000万円未満の事業に限る。)の執行」に、「2 億円を」を「2 億円(建築事業にあつては 1 件5,000万円)を」に改め、同号イ中「2 億円」を「5,000万円」に改め、同号ウ中「以上」の次に「(建築事業にあつては 1 件5,000万円以上)」を加える。

別表第 2 の 2 の表各課共通の項中第42号を第43号とし、第34号から第41号までを 1 号ずつ繰り下げ、第33号の次に次の 1 号を加える。

(34) 歳入歳出外現金の 出納命令(規則104)					○					
------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第 6 職員厚生課の表を削る。

別表第 6 学事法制課の表12の項事務の種類欄中「を「規則」を「(昭和27年鹿児島県規則第 5 号)」を「規則」に改め、同項第 1 号中「8」を「7」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 原稿の締切日時の 決定(規則 6 ②)					○					
----------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第 6 学事法制課の表12の項第 3 号及び第 4 号を削り、同項第 5 号中「誤植」を削り、「11」を「9」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 6 号中「12」を「10①」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項中第 7 号を第 5 号とし、第 8 号を第 6 号とし、同項第 9 号中「5」を「(昭和30年鹿児島県規則第102号) 5」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第10号を同項第 8 号とする。

別表第 6 市町村課の表 1 の項事務の種類欄中「の施行」を「(昭和22年法律第67号)の施行」に、「を「政令」を「(昭和22年政令第10号)を「政令」に改め、同項第26号中「増減等」の次に「又は委員会等の共同設置の加入団体数の増減等」を、「252の 6」の次に「, 252の 6 の 2 ②⑤, 252の 7 ③, 252の 7 の 2 ③⑥」を加え、同項第36号中「286①」の次に「, 286の 2 ②」を加え、同項第38号中「288①」を「286の 2 ④, 288」に改め、同表 2 の項事務の種類欄中「の施行」を「(昭和23年法律第109号)の施行」に改め、同項第 1 号中「又は許可等」を「, 届出又は許可」に、「5の 3 ①」を「5の 3 ①⑥」に、「7 ③」を「17③, 21③」に改める。

別表第 6 総務事務センターの表 1 の項事務の種類欄中「を「扶養手当規則」を「(昭和26年鹿児島県規則第38号)を「扶養手当規則」に改め、同項第 9 号中「児童手当法」の次に「(昭和46年法律第73号)」を加え、「26②, 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」を「17, 26①③, 平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)」に、「10」を「10, 16」に改め、同項中第10号を第11号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 職員に対する児童 手当及び子ども手当 の支給状況について の厚生労働大臣への 報告(児童手当法29, 平成22年度等におけ る子ども手当の支給 に関する法律30)					○					
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第 6 総務事務センターの表 4 の項第 5 号を削り、同表中 5 の項を10の項とし、 4 の項の次に次の 5 項を加える。

5 職員の 健康管理	(1) 労働基準 監督署長に				○					
---------------	-------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--

<p>に関する 事務 この項 中労働安 全衛生規 則（昭和 47年労働 省令第32 号）を 「省令」、 鹿児島県 職員安全 衛生管理 規程（平 成18年鹿 児島県、 鹿児島県 議会、鹿 児島県人 事委員会、 鹿児島県 監査委員、 鹿児島県 地方労働 委員会、 鹿児島県 企業、県 立病院局 企業訓令 第1号） を「訓令」 という。</p>	<p>対する総括 安全衛生管 理者等の選 任の報告 （省令2②、 4②、7②、 13②）</p>									
	<p>(2) 安全管理 者を設置す る課等の指 定（訓令8）</p>			○						
	<p>(3) 作業主任 者を設置す る課等の指 定（訓令15）</p>			○						
	<p>(4) 職員健康 審査会の業 務の決定 （訓令24② VI）</p>				○					
	<p>(5) 必要と認 める健康診 断の実施 （訓令29① V）</p>			○						
	<p>(6) 部長，次 長又は課長 （それぞれ 相当職を含 む。以下こ の項におい て同じ。） の職にある 者に係る健 康指導区分 の決定（変 更を含む。） 及び通知 （訓令33③ ④）</p>			○						
	<p>(7) 課長補佐 （相当職を 含む。以下 この項にお いて同じ。） 以下の職に ある者に係 る健康指導 区分の決定 （変更を含</p>				○					

	む。) 及び 通知 (訓令 33③④)											
	(8) 部長の職 にある者の 療養休暇又 は勤務復帰 の承認及び 通知 (訓令 37①②④, 38①②④, 39, 40)			○								
	(9) 次長又は 課長の職に ある者の療 養休暇又は 勤務復帰の 承認及び通 知 (訓令37 ①②④, 38 ①②④, 39, 40)			○								
	(10) 課長補佐 以下の職に ある者の療 養休暇又は 勤務復帰の 承認及び通 知 (訓令37 ①②④, 38 ①②④, 39, 40)				○							
6 議会の 議員その 他非常勤 の職員の 公務又は 通勤によ る災害に 関する事 務 この項 中地方公 務員災害 補償法 (昭和42 年法律第 121号) を「法」, 議会の議	(1) 公務又は 通勤による 災害の第三 者加害行為 による損害 賠償の求償 の決定 (法 71 [59①])				○							
	(2) 公務又は 通勤による 災害の認定 (条例3②)				○							
	(3) 公務災害 補償等認定 委員会に対 する諮問 (条例3③)			○								
	(4) 補償基礎				○							

員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鹿児島県条例第30号）を「条例」、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鹿児島県規則第3号）を「規則」という。	額の決定（条例5）												
	(5) 公務又は通勤による災害に関する各種補償の支給（条例7, 8, 8の2, 9, 10の2, 11, 15, 規則10）					○							
	(6) 休業補償等の制限の決定（条例10）					○							
	(7) 補償を受ける者等に対する報告, 出頭等の命令等（条例20①）					○							
	(8) 補償支払の一時差止め（条例21）					○							
	(9) 医療機関の指定（規則6）					○							
	(10) 所在不明による支給停止等の決定（規則11②）					○							
	(11) 定期報告の不要の決定（規則15）					○							
	(12) 公務又は通勤による災害に関する福祉事業の承認（規則19②）					○							
	7 職員の福利厚生に関する事務 この項中地方公務員法（昭和25年法律第	(1) 職員の保健, 元気回復その他厚生に関する計画の策定（法42）					○						
(2) 職員の保健, 元気回復その他厚						○							

<p>261号) を「法」 という。</p>	<p>生に関する 計画の実施 (法42)</p>												
<p>8 職員であつた者の恩給に関する事務 この項中恩給法(大正12年法律第48号)を「法」, 恩給法の一部を改正する法律(昭和26年法律第87号)による改正前の恩給法を「旧法」, 鹿児島県吏員恩給条例(昭和26年鹿児島県条例第57号)を「条例」, 恩給給与金の支給事務に関する規則(昭和35年鹿児島県規則第3号)を「規則」という。</p>	<p>(1) 恩給受給権存否の調査(法9の2, 条例10)</p>				○								厚生監 専決
	<p>(2) 恩給受給権の消滅又は停止に係る届出の受理(条例10の2)</p>				○								厚生監 専決
	<p>(3) 恩給権の裁定(旧法12, 条例14)</p>				○								厚生監 専決
	<p>(4) 給与金の支給(条例17, 規則17)</p>				○								厚生監 専決
	<p>(5) 恩給裁定事項等の証明</p>						○						
<p>9 共済住宅等の管理に関する事務 この項中鹿児島県共済住宅管理規</p>	<p>(1) 地方職員共済組合が建設し, 県が賃借した職員住宅(以下この項中「地方共済住宅」</p>				○								厚生監 専決

<p>則（昭和40年鹿児島県規則第50号）を「規則」、鹿児島県職員寮管理規程（昭和41年鹿児島県訓令第5号）を「訓令」という。</p>	<p>という。） の入居資格 又は職員寮 の入寮資格 の特例の決 定（規則3 Ⅱ，訓令4 Ⅲ）</p>										
	<p>(2) 地方共済 住宅の入居 又は職員寮 の入寮の許 可（規則5， 訓令6）</p>				○			○		共済住 宅等を 管理す る所長	厚生監 専決
	<p>(3) 地方共済 住宅の入居 又は職員寮 の入寮を許 可された者 に対する通 知（規則6， 訓令7）</p>						○	○		共済住 宅等を 管理す る所長	
	<p>(4) 地方共済 住宅の入居 又は職員寮 の入寮の遅 延の承認 （規則7①， 訓令8①）</p>				○						厚生監 専決
	<p>(5) 地方職員 共済組合， 公立学校共 済組合又は 警察共済組 合が建設し， 県が賃借し た職員住宅 の入居料の 月額の設定 （規則9①）</p>				○						厚生監 専決
	<p>(6) 職員寮の 入寮者の負 担を要しな い経費の決 定（訓令10 Ⅴ）</p>			○							
	<p>(7) 職員寮の 入寮者に対 する退寮命 令（訓令15</p>				○			○		職員寮 を管理 する所 長	厚生監 専決

	①②)																		
--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 生活・文化課（消費者行政推進室を含む。）の表11の項第 1 号中「56」の次に「58の12」を加え、同項第 2 号中「57」の次に「58の13」を加える。

別表第 6 青少年男女共同参画課（男女共同参画室を含む。）の表 3 の項第10号を次のように改める。

(10) 興行、営業等の場所への立入調査並びに関係人への資料の提出要求及び質問を行うことができる職員の指定（条例26①，規則 9 ①）					○														
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 青少年男女共同参画課（男女共同参画室を含む。）の表 3 の項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の 1 号を加える。

(11) 興行、営業等の場所への立入調査並びに関係人への資料の提出要求及び質問（条例26①）					○			○			地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。
--	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---------------	-------------------

別表第 6 青少年男女共同参画課（男女共同参画室を含む。）の表 6 の項事項の欄を次のように改める。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定（変更を含む。）及び公表（法 2 の 3 ①④）

別表第 6 青少年男女共同参画課（男女共同参画室を含む。）の表 6 の項に次の 2 号を加える。

(2) 配偶者暴力相談支援センターの業務の実施（法 3 ③⑤）									○		女性相談センター所長 かごしま県民交流センター副館長 地域振興局長 支庁長	
(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る配偶者暴力相談支援センターの指定（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施				○								

という。)の施行に関する事務	(2) 原子力発電施設等立地地域の指定の申出に係る関係市町村長の意見の聴取(法3②④)			○								
	(3) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画の案(計画の変更の案を含む。以下この項において同じ。)の作成及び内閣総理大臣への提出(法4①⑤)		○									
	(4) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画の案の作成に係る関係市町村長及び振興計画に基づく事業を行うこととなる者の意見の聴取(法4②⑤)				○							
2 エネルギー対策の総合調整及びエネルギー地域振興に関する事務	(1) エネルギー対策及びエネルギー地域振興に関する基本方針の決定		○									
	(2) 新エネルギー等の開発利用促進に関する基本方針の決定		○									
	(3) 新エネルギー等の開			○								

	発利用促進に関する各部間の総合調整																			
	(4) 新エネルギー等の開発利用促進に関する関係機関、団体等との連絡調整				○															
	(5) 重要電源開発地点の指定に係る意見の申述		○																	
	(6) 石油備蓄に関する各部間の総合調整			○																
	(7) 石油備蓄に関する関係機関、団体等との連絡調整				○															
3 発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）の施行に関する事務 この項中発電用施設周辺地域整備法を「法」、発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和49年政令第293号）を「政令」という。	(1) 公共用施設整備計画及び利便性向上等事業計画の作成及び変更並びに大臣との協議（法4①⑨，10①④，政令7，10）		○																	
	(2) 公共用施設整備計画及び利便性向上等事業計画の作成及び変更に関する意見の聴取（法4④⑨，10④）				○															
	(3) 発電用施設の設置者に対する発電用施設関連施設の整				○															

施するも
のに限る。

別表第 6 障害福祉課の表 1 の項第19号を次のように改める。

(19) 社会福祉事業を経営する者に対する施設の改善命令（法71）					○					○	地域振興局長 支庁長	部長は、本庁が実施するものに限る。
-----------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	---------------	-------------------

別表第 6 障害福祉課の表 4 の項事務の種類のカラム「の施行」を「（昭和22年法律第164号）の施行」に、「を「政令」を「（昭和23年政令第74号）を「政令」に、「を「省令」，児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）を「基準」を「（昭和23年厚生省令第11号）を「省令」，鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第23号）を「条例」に改め，同項第21号中「21の14の2」を「24の14の2」に改め，同項中第57号を第61号とし，第50号から第56号までを4号ずつ繰り下げ，同項第49号中「，予算変更又は役員解職の勧告等」を「及び予算変更の勧告」に，「58②③④〔56⑤〕」を「58② I II」に改め，同号を同項第52号とし，同号の次に次の1号を加える。

(53) 国有財産の譲渡又は貸付けを受けた児童福祉施設の設置者に対する役員解職の勧告等（法56の5〔社会福祉法58②III③④〔56⑤〕〕）					○							
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 障害福祉課の表 4 の項中第48号を第51号とし，第45号から第47号までを3号ずつ繰り下げ，同項第44号中「最低基準」を「条例で定める基準」に改め，「及びそれに係る諮問」を削り，同号を同項第47号とし，同項第43号中「最低基準」を「条例で定める基準」に，「改善の勧告又は命令（法46③）」を「事業の停止命令に係る諮問（法46④）」に改め，同号を同項第46号とし，同項中第41号及び第42号を削り，第40号を第43号とし，同号の次に次の2号を加える。

(44) 児童福祉施設の長等に対する報告の要求及び立入検査等の実施（法46①）					○					○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。
(45) 設備等が条例で定める基準に達しない場合の施設の設置者に対する改善の勧告等及び命令（法46③，条例4）					○					○	地域振興局長 支庁長	部長は、本庁が実施するものに限る。

別表第 6 障害福祉課の表 4 の項中第39号を第42号とし，第35号から第38号までを3号ずつ繰り下げ，第34号の次に次の3号を加える。

(35) 在所年齢の延長等の決定（法31②③）										○	地域振興局長 支庁長 中央児童相談所長 大隅児童相談所長 大	
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

										島児童 相談所 長	
(36) 被措置児童等虐待に係る措置の内容等の社会福祉審議会への報告（法33の15②）				○							
(37) 被措置児童等虐待の状況等の公表（法33の16）				○							

別表第6 障害福祉課の表11の項事務の種類欄中「障害者自立支援法の」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の」に、「障害者自立支援法を」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同項第3号中「、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設」に改め、同項第11号中「設置者、」を「設置者及び」に、「51の31②③」を「51の31②③④」に改め、同項第12号中「からの」を「の」に改め、同項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号を削り、第19号を第16号とし、第20号を削り、第21号を第17号とし、第22号から第26号までを4号ずつ繰り上げ、同項第27号中「一般相談支援事業」の次に「、特定相談支援事業」を加え、同号を同項第23号とし、同項第28号中「一般相談支援事業」の次に「、特定相談支援事業」を加え、同号を同項第24号とし、同項第29号中「88⑨」を「88⑩」に改め、同号を同項第25号とし、同項第30号中「提出（法89①⑥⑧）」を「提出等（法89①⑥⑦⑧）」に改め、同号を同項第26号とし、同項第31号中「90」を「90①」に改め、同号を同項第27号とし、同項中第32号を第28号とし、第33号を第29号とし、同表に次の1項を加える。

15 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等の公表（法20）				○						
	(2) 使用者による障害者虐待に関する事項の県労働局への報告（法24）					○					
	(3) 鹿児島県障害者権利擁護センターの業務の実施（法36②）					○					

別表第6 子ども福祉課の表1の項事務の種類欄中「の施行」を「（昭和26年法律第45号）の施行」に、「を「条例」を「（昭和38年鹿児島県条例第58号）を「条例」に改め、同項第6号備考の欄を次のように改める。

課長は、
本庁が実施するものに
限る。

別表第6 子ども福祉課の表2の項事務の種類のカラム中の「の施行」を「(昭和22年法律第164号)の施行」に、「を「政令」を「(昭和23年政令第74号)を「政令」に、「を「省令」を「(昭和23年厚生省令第11号)を「省令」に、「を「基準」を「(昭和23年厚生省令第63号)を「基準」に、「を「規則」を「(昭和36年鹿児島県規則第39号)を「規則」に改め、同項第22号中「31①②③」を「31①②」に改め、同項第32号中「児童の遊びを指導する者及び」、「38②VI、」及び「54、」を削り、同項第47号中「58②」を「58② I II」に改め、同項第48号中「58②③④」を「58②Ⅲ③④」に改め、同項中第53号を削り、第54号を53号とし、第55号から第64号までを1号ずつ繰り上げ、同表9の項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号から第9号までを3号ずつ繰り上げ、同項第10号中「負担の認定及び」を削り、「法21の4①」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)附則29」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第11号を削り、第12号を第8号とし、第13号を第9号とし、第14号から第17号までを削り、同項第18号中「9」を「2」に改め、同号を同項第10号とし、同項第19号中「規則15、16」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則29」に改め、同号を同項第11号とする。

別表第6 生活衛生課の表22の項事務の種類のカラム中「平成19年4月12日付け食安発第0412001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・18消安第15038号農林水産省消費・安全局長・18水漁第3077号水産庁長官通知」を「平成25年1月15日付け食安発0115第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・24消安第4766号農林水産省消費・安全局長・24水漁第1484号水産庁長官通知」に改める。

別表第6 薬務課の表1の項第4号事項のカラムを次のように改める。

(4) 薬局開設者からの報告の処理(法8の2)

別表第6 薬務課の表1の項第5号中「廃止」を「休止等」に、「40」を「40①②④」に、

「80①IV②」を「49, 80①IV②」に、

○				
---	--	--	--	--

○	○		保健所長	係長は、本庁が処理するものに限る。
---	---	--	------	-------------------

に改め、同項第7号及び第9号中

「

○			○
---	--	--	---

」を「

			○
--	--	--	---

」に改め、同項第21号備考のカラムを次のように

改める。

課長は、本庁が処理するものに限る。

別表第6 薬務課の表1の項第27号を次のように改める。

(27) 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可(法39①②)					○			○		保健所長	課長は、本庁が処理するものに限る。
-----------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	---	--	------	-------------------

別表第6 薬務課の表1の項第28号備考のカラムを次のように改める。

課長は、本庁が処

理するも
のに限る。

別表第 6 薬務課の表 1 の項第 29 号備考の欄を次のように改める。

係長は、
本庁が処
理するも
のに限る。

別表第 6 薬務課の表 1 の項第 32 号、第 33 号及び第 35 号から第 38 号までの備考の欄を次のように改める。

課長は、
本庁が処
理するも
のに限る。

別表第 6 薬務課の表 1 の項第 47 号中「薬局開設、薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは製造業、」を削り、同表 3 の項第 2 号を次のように改める。

(2) 毒物又は劇物の販売業の登録及び製剤製造業者等に係る登録(法 4 ①, 政令 36 の 7 ① I)					○			○		保健所 長	課長は、 本庁が処 理するも のに限る。
---	--	--	--	--	---	--	--	---	--	----------	-------------------------------

別表第 6 薬務課の表 3 の項第 3 号中「35②」を「35②③」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

(6) 毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出並びに毒物又は劇物の製剤製造業者等及び販売業者の変更及び廃止の届出の受理(法 7 ③, 10①, 政令 36 の 7 ① II)							○	○		保健所 長	係長は、 本庁が処 理するも のに限る。
---	--	--	--	--	--	--	---	---	--	----------	-------------------------------

別表第 6 薬務課の表 3 の項第 7 号事務の種類を次のように改める。

(7) 特定劇物研究者の変更及び廃止の届出の受理(法 10②)

別表第 6 薬務課の表 3 の項第 11 号備考の欄を次のように改める。

課長は、
本庁が処
理するも
のに限る。

別表第 6 薬務課の表 3 の項第 12 号中「劇物の」の次に「製剤製造業者等及び」を加え、「施設」を「設備」に改め、同項第 13 号中「販売業登録等」を「販売業等の登録及び許可」に、「又は」を「並びに」に改め、「及び聴聞についての公示」及び「, 20, 22⑦」を削り、同項中第 24 号を第 25 号とし、第 23 号を第 24 号とし、同項第 22 号中「毒物劇物営業者等」を「毒物劇物販売業者及び特定毒物研究者」に、「又は再交付」を「, 再交付及び返納」に、「36②」を

「36②, 36 の 2 ①」に、

保健所 長	
----------	--

を

保健所 長	課長補佐 は、本庁 が処理す るものに 限る。
----------	-------------------------------------

に改め、同号

欄中「という」を「，漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱（平成23年 9 月 1 日22水漁第2455号農林水産事務次官依命通知）を「要綱」という」に改め，同項第 3 号アからウまでを次のように改める。

ア 極度額の設定 (変更を含む。) の認定(要綱第3 の5の(1)(3))					○							
イ 極度額の特認に ついでの水産庁長 官との協議(要綱 第3の5の(2))					○							
ウ 資金利用計画の 認定(変更及び取 消しを含む。)及 びその通知(要綱 第4の3の(1)(3), 4, 5)					○							

別表第 6 水産振興課の表33の項第 3 号キを同号コとし，同号カ中「低利預託基金」を「低利預託資金」に改め，同号カを同号クとし，同号クの次に次のように加える。

ケ 借入者，融資機 関及び基金協会の 関係書類等の調査 又は報告の徴収					○							
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 水産振興課の表33の項第 3 号中オをキとし，エをカとし，ウの次に次のように加える。

エ 都道府県貸付目 標額の策定及び水 産長官との協議 (要綱第5の1の (1)の②)					○							
オ 実施要綱等の制 定(改訂及び廃止 を含む。)及びそ の届出(要綱第7 の1)					○							

別表第 6 水産振興課の表34の項第 2 号中「12」を「12①②」に改め，同項第 5 号及び第 6 号を次のように改める。

(5) 経営等改善資金の 特認資金に係る農林水 産大臣との協議(政令 2⑬，規則2)					○							
(6) 資金の貸付申請書 等の受理(規則5①)					○				○	地域振 興局長 支庁 長		

別表第 6 水産振興課の表34の項中第11号を第14号とし，第 7 号から第10号までを 3 号ずつ繰り下げ，第 6 号の次に次の 3 号を加える。

(7) 資金の貸付けの決 定及びその通知(規 則7)					○							
----------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

(8) 資金の借用証書等の受理 (規則 8 ①)					○														
(9) 事業実施報告書等の受理 (規則 10 ②)					○					○	地域振興局長 支庁長								

別表第 6 水産振興課の表 34 の項に次の 1 号を加える。

(15) 沿岸漁業改善資金運営協議会の委員の委嘱										○	地域振興局長 支庁長								
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 水産振興課の表 36 の項を削る。

別表第 6 かごしま P R 課の表中 5 の項を削り、 6 の項を 5 の項とし、 7 の項を 6 の項とし、同表 8 の項第 2 号中「薩摩大使会議」を「薩摩大使ミーティング」に改め、同項を同表 7 の項とする。

別表第 6 農政課の表中 13 の項を 15 の項とし、 5 の項から 12 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、 4 の項の次に次の 2 項を加える。

5 経営体育成交付金に関する事務	(1) 経営体育成交付金のマスタープランの承認 (変更の承認を含む。)				○														
	(2) 経営体育成交付金の年度別実施計画の作成				○														
	(3) 経営体育成交付金の目標達成状況及び事業の評価の報告の処理					○													
6 防災営農に関する事務 この項中活動火山対策特別措置法 (昭和 48 年法律第 61 号) を「法」という。	(1) 防災営農施設整備計画の作成 (変更を含む。) 及びそれに係る意見の聴取並びに農林水産大臣への報告 (法 8 ①④⑤⑥)				○														
	(2) 防災営農対策事業実施計画の承認 (変更の承認を含む。)				○														

する裁決による裁定 内容の変更の通知 (法43③)																				
---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 農村振興課の表8の項を削り、同表9の項事務の種類欄中「以下」を「昭和40年法律第64号。以下」に改め、同項を同表8の項とし、同表中10の項を削り、11の項を9の項とし、12の項から14の項までを2項ずつ繰り上げ、15の項を削り、同表16の項事務の種類欄中「以下」を「平成19年法律第48号。以下」に改め、同項を同表13の項とし、同表に次の2項を加える。

14 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 農業経営基盤強化促進基本方針の策定（変更を含む。）及び公表（法5①④⑥）				○															
	(2) 農業経営基盤強化促進基本方針の策定（変更を含む。）の際の県農業会議及び県農協中央会からの意見の聴取（法5⑤）					○														
	(3) 農業経営基盤強化促進基本構想の策定及び変更の同意（法6⑤）								○						地域振興局長 支庁長					
	(4) 農地保有合理化事業規程の策定、変更及び廃止の承認並びにその公告（法7①④、8）					○														
	(5) 農地保有合理化法人からの報告の徴収（法9）					○														
	(6) 農地保有合理化法人に対する改善命令（法					○														

	10)											
	(7) 農地保有 合理化事業 規程の承認 の取消し及 びその公告 (法11)				○							
	(8) 信託法人 への信託に 係る許可等 (法29〔信 託法(平成 18年法律第 108号) 6 ①, 11①④ ⑤, 19②④, 46①②⑤⑥, 47②③⑥, 57②, 58④ ⑤, 62④, 63①③, 64 ①③④⑤⑥, 66②④, 71 ①②, 74② ③⑥, 104 ②③, 123 ④, 127⑥ ⑧, 131④, 150①③, 165①②, 246〕)				○							
15 農地移 動適正化 あっせん 事業の施 行に關す る事務	農地移動適 正化あっせん 基準の認定 (変更認定を 含む。)(農 地移動適正化 あっせん事業 実施要領(昭 和45年1月12 日付け44農地 B第3712号農 林事務次官通 知))								○	地域振 興局長 支庁 長		

別表第 6 農業経済課の表12の項第 1 号中「2」を「2①③」に改め、同表13の項第 2 号及び
第 5 号中「当該変更に係る届出」を「軽微な変更等に係る届出の処理」に改め、同項第 9 号中
「64①③⑥」を「64①③⑤⑥」に、「74②」を「70」に、「131④」を「128②, 129①, 131④,
134②, 135①, 141②, 142①」に、「165①」を「165①, 246」に改め、同項第17号中「及び
それに係る通知」を「, それに係る通知及び軽微な変更等に係る届出の処理」に、「44②③」
を「44②③④」に改め、同項第22号中「60」を「60①」に改め、同項第28号中「精算人」を

(2) 土地改良事業新規採択要望地区の法手続進捗状況報告の処理					○						
(3) 国営・県営事業の地区調整に関する連絡調整					○						
(4) 市町村の農村振興基本計画・農村環境計画に関する指導調整					○						

別表第6 農地建設課の表中「農地建設課」を「農地保全課」に改め、同表4の項事務の種類
の欄中「昭和61年11月18日付け国土庁土地局長通達」を「平成14年3月14日付け国土交通省土
地・水資源局長通知」に改め、同項第11号中「8③」を「8④」に改める。

別表第6 監理課の表1の項に次の1号を加える。

(18) 建設業の許可申請者が提出する書類の部数の決定(省令7II〔13①〕)					○						
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第6 建築課の表に次の1項を加える。

17 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	(1) 集約都市開発事業計画の協議についての同意(法10②)					○					
	(2) 低炭素建築物新築等計画の認定(変更の認定を含む。)(法54①, 55)					○			○	地域振興局長 支庁長	注
	(3) 低炭素建築物新築等計画の建築主事への通知(法54③)					○			○	地域振興局長 支庁長	注
	(4) 低炭素建築物の新築等の状況についての報告の徴収(法56)					○			○	地域振興局長 支庁長	注
	(5) 認定建築					○			○	地域振	注

	主に対する 改善命令 (法57)												興局長 支庁 長	
	(6) 低炭素建 築物新築等 計画の認定 の取消し (法58)				○							○	地域振 興局長 支庁 長	注

注 地域振興局長及び支庁長は、階数が3以下の建築物に限る。

別表第6危機管理防災課の表1の項中第18号を削り、第17号を第18号とし、同項第16号中「応急措置の実施のための応援等の要求又は」を「応援の要求又は災害応急対策の実施の」に、「68①」を「68」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15号中「請求」を「要求」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第14号を第15号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同項第9号中「42③④」を「42④⑤」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 関係行政機関の長 等への資料又は情報 の提供等の要求 (法 23⑦)					○									
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6危機管理防災課の表1の項第19号中「の実施に係る」を「を実施するために必要な従事命令等並びに」に、「71」を「71①」に改め、同項第20号中「実施についての必要な指示及び応援すべきことの指示」を「実施等の指示及び災害応急対策の実施等の要求」に、「72①」を「72①②」に改め、同項第22号中「応急措置」を「災害応急対策」に、「要請」を「要求」に改め、同項中第30号を第37号とし、第29号を第36号とし、同項第28号中「応急措置」を「応急措置等」に、「30③」を「30③, 36の2②」に改め、同号を同項第35号とし、同項第27号中「応急措置」を「応急措置等」に、「30②」を「30②, 36の2①」に改め、同号を同項第34号とし、同項中第26号を第33号とし、第25号を第27号とし、同号の次に次の5号を加える。

(28) 都道府県外広域一 時滞在に関する協議、 報告及び通知 (法86 の3②③④⑧⑨⑫⑬, 86の5)				○										
(29) 広域一時滞在の協 議等の代行及びそれ に係る公示 (法86の 4①②)				○										
(30) 広域一時滞在中に 関する市町村への助言 及び都道府県外広域 一時滞在中に関する 内閣総理大臣の助言 の要求 (法86の6)				○										
(31) 指定行政機関の長 等への物資又は資材 の供給のための必要 な措置等の要請等 (法86の7①, 86の 9)				○										
(32) 物資又は資材の供 給のための必要な措				○										

置の実施（法86の7 ②）																			
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 危機管理防災課の表1の項第24号中「実費弁賞」を「実費弁償」に改め、同号を同項第26号とし、同項中第23号を第25号とし、第22号の次に次の2号を加える。

(23) 内閣総理大臣による他の都道府県知事に対する応援要請の要求（法74の2①）			○																
(24) 市町村長に対する災害発生市町村長の応援の要求（法74の2④）			○																

別表第6 危機管理防災課の表5の項第33号中「避難」を「退避」に改める。

別表第6 原子力安全対策課の表2の項第13号を削り、同項第12号中「請求」を「要求」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「42③④」を「42④⑤」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 関係行政機関の長等への資料又は情報の提供等の要求（法23⑦）					○														
------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 原子力安全対策課の表2の項中第15号を削り、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 市町村長等からの応援の要求又は災害応急対策の実施の要請についての決定（法68）				○															
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 原子力安全対策課の表2の項第16号中「の実施に係る」を「を実施するために必要な従事命令等並びに」に改め、同項第17号中「実施についての必要な指示及び応援すべきことの指示」を「実施等の指示及び災害応急対策の実施等の要求」に、「72①」を「72①②」に改め、同項第19号中「応急措置」を「災害応急対策」に、「要請」を「要求」に改め、同項中第27号を第34号とし、第26号を第33号とし、同項第25号中「応急措置」を「応急措置等」に、「30③」を「30③、36の2②」に改め、同号を同項第32号とし、同項第24号中「応急措置」を「応急措置等」に、「30②」を「30②、36の2①」に改め、同号を同項第31号とし、同項中第23号を第30号とし、第22号を第24号とし、同号の次に次の5号を加える。

(25) 都道府県外広域一時滞在に関する協議、報告及び通知（法86の3②③④⑧⑨⑫⑬、86の5）				○															
(26) 広域一時滞在の協議等の代行及びそれに係る公示（法86の4①②）				○															
(27) 広域一時滞在に関する市町村への助言及び都道府県外広域一時滞在等に関する内閣総理大臣の助言				○															

生」という。)における原子力防災管理者からの通報の処理及び関係周辺市町村長への通報 (法10①)										
(4) 事象の発生に伴う内閣総理大臣等への専門的知識を有する職員の派遣要請 (法10②)		○								
(5) 緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は変更に係る内閣総理大臣への意見の申述 (法12②)				○						
(6) 原子力災害対策本部長への資料又は情報の提供, 意見の表明等 (法20⑤)				○						
(7) 事象の発生に伴う原子力事業者からの応急措置の概要の報告の受理及び関係周辺市町村長への通知 (法25②)					○					
(8) 原子力事業者からの業務に関する報告の徴収 (法31)				○						
(9) 原子力事				○						

	業者への立 入検査の実 施 (法32①)																		
--	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 会計課の表4の項を次のように改める。

4 給与等 の支払事 務に關す る 規 則 (昭和47 年鹿児島 県規則第 44号。以 下この項 中「規則」 という。) の施行に 關する事 務	社会保険料 の納入の手続 (規則14②)							○											
---	----------------------------	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 管財課の表中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、8の項を7の項とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1の7の項及び別表第6 畜産課の表16の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。